

## 【介護サービス事業者用】

# 施設等運営支援臨時給付金のご案内（申請要領）

令和5年11月7日現在

急激な物価上昇による影響を緩和することにより、高齢者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにするため、区内に所在する介護サービス事業所を運営する事業者に対し、施設等運営支援臨時給付金を支給します。本案内をご一読の上、請求してください。

## ■ 支給対象サービスおよび給付額

練馬区内に所在し、東京都知事もしくは練馬区長の指定または登録を受けており、令和5年10月1日以降、下表の介護サービス事業所を運営する事業者を対象とします。

令和5年11月1日から令和6年3月1日までに新たに指定等を受けた事業者も対象となります。

	請求区分	請求区分	計算式
A グループ	介護施設・ 居住サービス	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・短期入所生活介護（介護老人福祉施設併設を除く） ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	定員1人あたり 給付基準額 9,000円×定員数
B グループ	介護通所 サービス	・通所介護 ・通所リハビリテーション ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・介護予防・生活支援サービスの通所型サービス（他の 介護サービス事業所併設を除く）	定員1人あたり 給付基準額 3,000円×定員数
C グループ	介護訪問・ 相談サービス	・居宅介護支援 ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売	1事業所あたり 15,000円

定員数は、令和5年10月1日時点の利用定員（小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護は宿泊定員）の数とし、11月以降に新規に開設する場合は、指定および登録時の利用定員の数とします。

## 支給対象外サービス等

- ・特定施設入居者生活介護 ・居宅療養管理指導 ・介護予防支援 ・介護予防サービス
- ・地域密着型介護予防サービス
- ・他の介護サービス事業所併設の介護予防・生活支援サービス
- ・みなし指定により実施しているサービス
- ・東京都知事が指定する介護サービス事業所のサテライト事業所
- ・指定管理により区から受託している事業所

## ■ 申請単位

申請する事業所ごとに申請書を作成し、運営法人代表者名で申請してください。

### 【同一所在地かつ同一建物にて複数の事業所を運営している場合】

Cグループは、利用者がいる施設や通所サービスとは異なり、事務所スペースの経費への支援となります。従って、同一所在地かつ同一建物にて複数の事業所を運営している場合には、同一物件を共同利用していることから、以下のとおり支給調整します。

同一所在地かつ同一建物において

A・Bグループの事業所が複数ある場合、それぞれの事業所が申請することができます。

A・Cグループの事業所が複数ある場合、Aグループの事業所のみ請求できます。

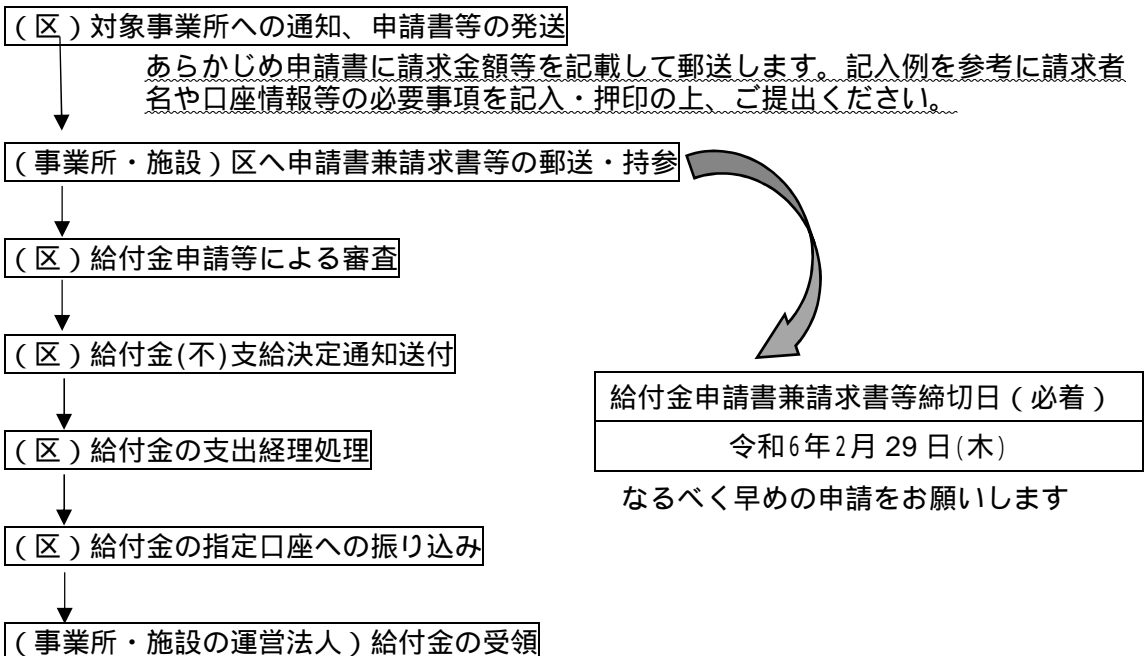
B・Cグループの事業所が複数ある場合、Bグループの事業所のみ請求できます。

Cグループの事業所が複数ある場合、1つの事業所のみ請求できます。

介護サービスと障害福祉サービスがある場合、別途お知らせします。

該当する事業所には、支給調整後の事業所宛にのみ本通知等を送付しています。

## ■ 給付金申請の流れ・申請期限



## ■ 提出書類

施設等運営支援臨時給付金支給申請書兼請求書(第1号様式)

委任状(運営法人代表者名と異なる口座を指定する場合は必要になります。)

## ■ 提出先・問い合わせ先 郵送または持参により提出してください。

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区 高齢施策担当部 介護保険課 管理係 (東庁舎4階) : 03-5984-2863

郵送にて提出の場合、同封の封筒に切手を貼付してご返送ください。

お問い合わせの際は、お送りした「申請書兼請求書」の事業所名欄にある番号をお伝えください。

【介護サービス事業者】施設等運営支援臨時給付金 Q & A

質問・回答

Q 1 : 定員数は、どの人数を記載して申請すればいいか。

A 1 : 令和 5 年 10 月 1 日現在の指定権者等への届出上の定員で申請してください。なお、区から郵送した申請書にはあらかじめ定員数を記載してあります。疑義がある場合にはお問い合わせください。また、11 月以降に新規に開設する(した)場合は、指定および登録時の利用定員数とします。

Q 2 : (看護) 小規模多機能型居宅介護事業所は、通所定員で申請できないのか。

A 2 : 施設・居住サービスに分類しているため、夜間の利用定員である宿泊定員で申請することとしています。

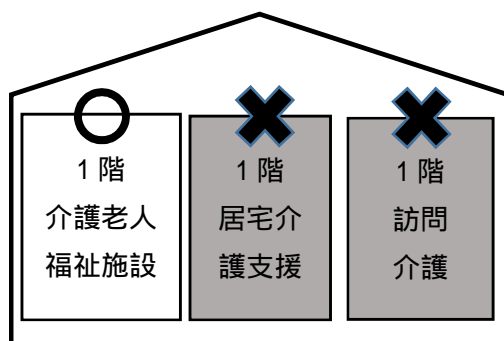
Q 3 : 通所サービスを午前・午後の 2 単位で提供しているが、定員数はどのように申請すればいいか。

A 3 : どちらかの 1 単位あたりの定員(多い方)で申請してください。なお、区から郵送した申請書にはあらかじめ多い方の定員数を記載してあります。

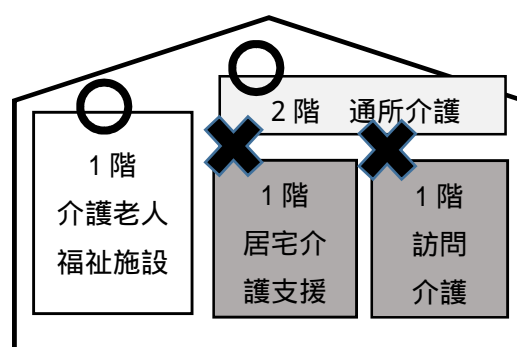
Q 4 : 同一所在地の同一建物内で A・B・C グループの施設・事業所を複数運営している場合は、それぞれの施設・事業所ごとに申請できるか。

A 4 : 同一建物内で、A グループ・B グループを複数運営している場合は、それぞれの施設・事業所ごとに申請できます。  
同一建物内で、C グループを複数運営している場合は、1 つの事業所のみ申請となります。送付する申請書には、あらかじめ事業所名を記入してあります。  
同一建物内で、B グループ・C グループを複数運営している場合は、B グループのみ申請となります。  
以上のように支給調整を行いますが、該当する事業所には、あらかじめ区で調整し、申請できる事業所名を記載した申請書を送付しています。

**例 1** 複合施設の申請例  
介護老人福祉施設 申請可  
居宅介護支援、訪問介護 申請不可  
申請書等は介護老人福祉施設に送付しています。



**例 2** 複合施設の申請例  
介護老人福祉施設 申請可  
短期入所生活介護 申請不可(介護老人福祉施設併設)  
通所介護 申請可  
居宅介護支援、訪問介護 申請不可  
申請書等は介護老人福祉施設、通所介護に送付しています。



Q 5 : B グループと C グループの事業所を複数運営している場合は、それぞれの事業所ごとに申請できるのか。

A 5 : 指定権者等への届出上の所在地が異なる場合はそれぞれの事業所ごとに申請できます。所在地が同一かつ同一建物の場合は、B グループの事業所のみ申請可能となります。  
例) 同一建物で B グループの通所介護と C グループの居宅介護支援の事業所を運営している場合は、1 つの事業所のみ申請となり、支給金額が高い通所介護事業所に申請書等を郵送しています。

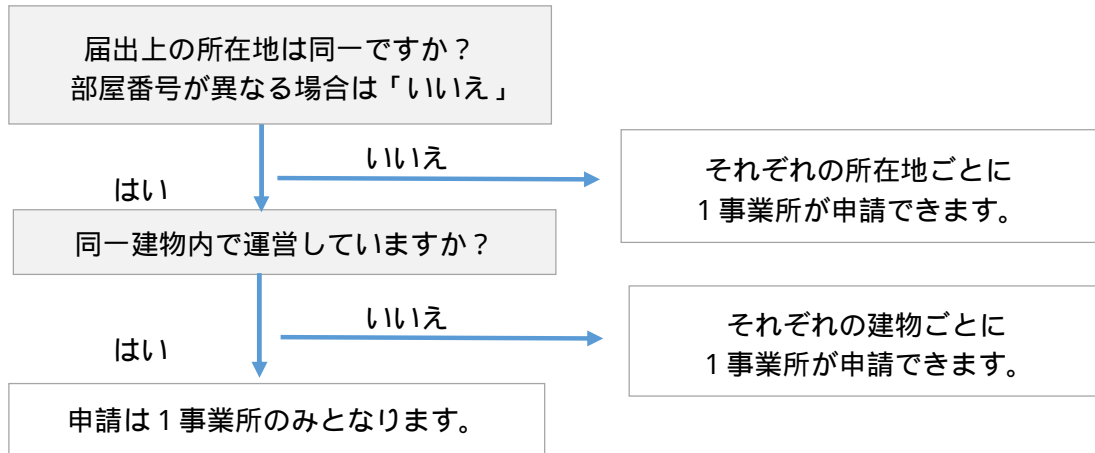
**Q 6 : Cグループの事業所を同一所在地で複数運営しているが、階ごとに実施している事業が異なる。この場合は申請できるのか。**

**A 6 :** 届出上の所在地が同一の場合は、申請は1事業所のみとなります。

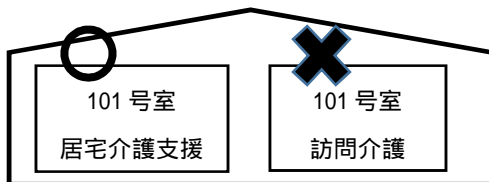
ただし、つぎの場合は別の所在地として取り扱います。

- マンション等の部屋番号が異なる場合
- 同一所在地（敷地内）に建物が複数あり、それぞれで事業所を運営している場合

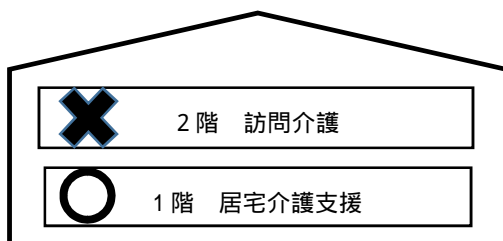
**確認フロー**



**例 3** 同一所在地の申請例  
(同じ部屋を共同使用)  
居宅介護支援、訪問介護のうち  
1事業所が申請可

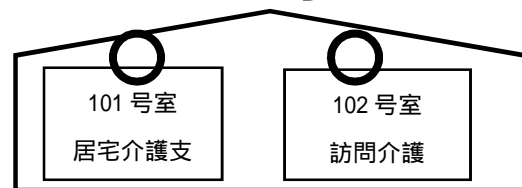


**例 5** 同一所在地の申請例(階が別)  
居宅介護支援、訪問介護のうち  
1事業所が申請可

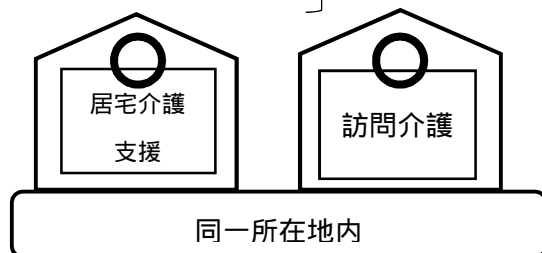


この場合、居宅介護支援事業所に申請書を送付しています。訪問介護事業所から申請したい場合、介護保険課までお問い合わせください。

**例 4** 同一所在地の申請例  
(別の部屋を使用)  
居宅介護支援 } いずれも  
訪問介護 } 申請可



**例 6** 同一所在地の申請例(別棟)  
居宅介護支援 } いずれも  
訪問介護 } 申請可



この場合、訪問介護事業所には申請書をお送りしていませんので、介護保険課までお問い合わせください。

**Q 7 : Cグループの複数事業所のうち1つの事業所から申請する場合、どの事業所から申請すればいいか。**

**A 7 :** 区から郵送した申請書にはあらかじめ事業所名を記載してありますので、差支えなければ、お送りした事業所で申請してください。

Cグループの申請書はつぎの順番で支給調整して作成しています。

居宅介護支援 訪問入浴介護 訪問介護 訪問看護 訪問リハビリテーション  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護

<p><b>Q 8 : Cグループについて、支給調整により区から申請書の送付がない事業所から申請したい場合は、申請できるのか。</b>  <b>例：居宅介護支援に申請書が届いたが、同一所在地の訪問介護から申請したい場合</b></p>
<p>A 8 : 介護保険課にご一報いただいた上で、申請の可否およびその後の手続き方法をご案内します。なお、AグループもしくはBグループと同一所在地の場合には、Cグループには申請書をお送りしていません。</p>
<p><b>Q 9 : Cグループの事業所は、なぜ所在地ごとに1事業所のみ申請となるのか。</b></p>
<p>A 9 : Cグループは、利用者がある施設や通所サービスとは異なり、事務所スペースの経費への支援となります。従って、同一所在地かつ同一建物にて複数のCグループの事業所を運営している場合には、同一物件を共同利用していることから、申請は1事業所のみとさせていただきます。</p>
<p><b>Q 10 : 介護サービスでサテライト事業所を設けているが、サテライトも申請できるか。</b></p>
<p>A 10 : 指定権者が練馬区の場合は、サテライト設置の届出を行っていただければ申請可能です。指定権者が東京都の場合は、練馬区では確認が取れないため申請できません。</p>
<p><b>Q 11 : 申請者は誰になるのか。</b></p>
<p>A 11 : 運営法人の代表者が申請してください。複数の事業所を運営している場合にも、支給対象事業所ごとに申請書をそれぞれ作成いただき提出してください。</p>
<p><b>Q 12 : 給付金の振込口座はどの口座を指定すればよいか。</b></p>
<p>A 12 : 原則として、申請法人名義の口座を指定してください。  指定できる例) 株式会社 代表取締役  社会福祉法人 会 理事長</p> <p>運営する事業所の口座に直接振込してほしい等、法人の代表者名義以外の口座への振込を希望する場合には、委任状が必要になります。お送りした第2号様式を使用してください。  【前回お問い合わせが多かったケース】  ・法人名 社会福祉法人AA会 理事長 練馬 太郎  ・口座名 AAデイサービス 管理者 練馬 太郎  理事長が管理者となっている場合でも、本事業は法人に支給することとしているため、このケースでは委任状(第2号様式)が必要となります。</p>
<p><b>Q 13 : 支給対象期間は令和5年10月から令和6年3月までとあるが、年度途中で事業所を新規開設、休止、廃止した場合の考え方を示してほしい。</b></p>
<p>A 13 : 令和5年度途中(10月以降)で新規に開設した場合  開設した月から令和6年3月までの月数を6で割った数を、P2の給付額表に基づき算出した額に乗じて支給額を算出します。  例) 令和5年12月1日開設の通所介護(定員30名)の場合  給付基準額3,000円×定員30名×(4か月÷6か月)=60,000円</p> <p>令和5年10月から申請日までの間に、休止期間がある場合  休止期間の月数を6で割った数を、P2の表に基づき算出した額に乗じて減ずる額を算出し、給付額表に基づき算出した額から差し引いて支給額を算出します。  例) 休止期間(令和5年10月1日~11月30日)がある訪問介護の場合  給付基準額15,000円 - 給付基準額15,000円×2か月÷6か月=10,000円</p> <p>給付を受けた後、令和6年3月までの間に休止もしくは廃止した場合  休止または廃止した月から令和6年3月までの月数を6で割った数を、P2の給付額表に基づき算出した額に乗じて減ずる額を算出し、給付額表に基づき算出した額から差し引いて支給額を算出する。  例) 令和6年1月末日で廃止する通所介護(定員10名)の場合  (給付基準額3,000円×定員10名) -  (給付基準額3,000円×定員10名×2か月÷6か月)=20,000円  既に満額30,000円の給付を受けている場合には、10,000円の返還となります。  給付を受ける前に休廃止の予定がある場合には、本事業の支給対象外です。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に事業所を休止した場合には、減額の基準は適用しません。</p>

<p><b>Q14：申請期限は令和6年2月29日とのことであるが、令和6年3月に新規に開設する事業所についての申請期限は。</b></p>
<p>A14：新規に開設する事業所には、個別に本事業の周知を行うとともに申請期限についても別途設定します。</p>
<p><b>Q15：施設等運営支援臨時給付金の使途は、電気、ガス代に限定されるのか。</b></p>
<p>A15：給付基準額の設定は、電気代・ガス代の状況により積算しているが、この給付金の目的は、物価上昇の影響により負担が増加した施設の運営経費を賄うためのものであり、不足する経費に充当することになるため、あらかじめ使途を限定しません。ただし、自動車の燃料費等別途補助事業があるものに充当することは認めません。</p>
<p><b>Q16：給付金の使途は限定しないということであるが、法人（事業所）で会計処理等の記録を残しておく必要があるか。</b></p>
<p>A16：本事業に係る収入および支出との関係を明らかにした調書を作成し、5年間保管しておいてください。必要に応じて、区から提出を求められることがあります。</p>
<p><b>Q17：精算は必要か。</b></p>
<p>A17：不要です。</p>
<p><b>Q18：介護サービスと障害福祉サービス事業所を同一所在地かつ同一建物にて運営している場合の支給調整は。</b></p>
<p>A18：障害福祉サービス事業所から申請してください。</p>
<p><b>Q19：様式1の押印する代表者印とは。</b></p>
<p>A19：例えば「社会福祉法人代表者之印」「株式会社代表者之印」と刻印されたものをいいます。法人名のみ、事業所名のみ印は不可となります。押印が困難な場合には代表者の私印でも可です。</p>